

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領

制定
19企第101号
平成19年8月1日
農林水産省大臣官房長通知

改正	平成20年4月1日	19企第275号
改正	平成20年7月31日	20企第85号
改正	平成20年10月16日	20農振第1275号
改正	平成21年4月1日	20農振第2311号
改正	平成21年5月29日	21農振第493号
改正	平成21年8月14日	21農振第1072号
改正	平成22年4月1日	21農振第2433号
改正	平成23年4月1日	22農振第2253号
改正	平成23年11月21日	23農振第1921号
改正	平成24年4月6日	23農振第2689号
改正	平成25年2月26日	24農振第2129号
改正	平成25年5月16日	25農振第275号
改正	平成26年4月1日	25農振第2152号
改正	平成27年4月9日	26農振第2037号
最終改正	平成27年12月11日	27農振第1685号

第1 趣旨

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の実施については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象事業

実施要綱第3の1の（2）の農村振興局長が別に定める場合とは、社会情勢の変化等緊急に対応する必要がある事案が生じた場合とし、必要に応じ、別に定めるところにより実施要綱別表に掲げる事業を実施することができるものとする。

2 事業メニューごとの事業実施主体、要件及び交付額算定交付率

実施要綱別表の事業実施主体及び交付額算定交付率の欄中農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める事業実施主体及び交付額

算定交付率並びに事業メニューごとの要件については、別表のとおりとする。

第3 実施期間

- 1 実施要綱第3の3の農村振興局長が別に定める場合とは、基盤整備等3年以上に及ぶ交付対象事業の実施、社会情勢の変化や災害等不測の事態の発生による期間延長等を考慮し、5年間を限度として実施することができるものとする。
- 2 実施要綱第3の3の実施期間の計算は、年度単位で計算するものとし、実施要綱第4の2の交付対象計画の決定がされた年度の3月末をもって最初の年度が経過したものとみなす。

第4 活性化計画の添付書類等

1 交付対象事業別概要及び事前点検シート

(1) 実施要綱第4の1の(1)の規定による交付対象事業別概要是、活性化計画が単なる交付対象事業の実施を目的とするものではなく、地域の創意工夫を活かし、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎として、交付対象事業の実施を契機とした地域の活性化を目指すことを踏まえ、次に掲げる事項を定めるものとし、第11の1の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要(参考様式1)により作成するものとする。

ア 活性化計画の目標のうち交付対象事業及び関連事業(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則(平成19年農林水産省令第65号)第2条第3号の事業をいう。)により達成される目標(以下「事業活用活性化計画目標」という。)

イ 事業活用活性化計画目標設定の考え方

ウ 交付対象事業の内容

エ その他必要な事項

(2) (1)のアの事業活用活性化計画目標は、別紙に定める項目のうち、一つ以上のものを設定しなければならない。

(3) 実施要綱第4の1の(1)の規定による事前点検シートは、活性化計画の内容及び交付対象事業の適切性について、計画主体自ら点検の上、第11の2の事前点検シート(参考様式2)により作成するものとする。

2 公表

実施要綱第4の1の(3)の計画主体による公表は、関係都道府県又は市町村での縦覧、インターネットのウェブサイト、広報誌への掲載等により行うものとする。

3 活性化計画及び添付書類の審査基準

実施要綱第4の2の農林水産大臣が行う活性化計画及び添付書類の内容の審査は、以下の基準により行うものとする。

- (1) 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が、適切に設定されていること。
- (2) 交付対象事業の総合的な実施が、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。

4 交付対象計画の決定

- (1) 実施要綱第4の2の農林水産大臣が行う交付金の交付対象となる活性化計画の決定は、3の審査基準を満たしているもののうち、別に定めるところにより、活性化計画ごとに事業活用活性化計画目標の水準等に応じ順位付けをし、当該年度の予算の範囲内で交付対象となる活性化計画の決定を行い、その旨を計画主体に対して通知するものとする。
- (2) (1)の交付対象となる活性化計画の決定の通知を受けた計画主体は、遅滞なく、都道府県にあっては関係市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）にあっては都道府県に、その旨を通知するものとする。

5 活性化計画及び交付対象事業別概要の変更

実施要綱第4の3の重要な変更とは、活性化計画の区域の変更、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の変更、廃止及び追加（活性化計画の目標にあっては、事業活用活性化計画目標の変更等を伴わない場合を除く。）並びに交付限度額（実施要綱第6の2の交付金の額の限度をいう。以下同じ。）の増加とする。

第5 年度別事業実施計画

実施要綱第5の1の年度別事業実施計画は、第11の3の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画（参考様式3）により、交付対象事業の実施期間の間、各年度の前年度の2月15日までに提出するものとする。

第6 助成

1 経費の配分及び調整

計画主体は、交付限度額の範囲内で、交付対象事業別概要に掲げられた交付対象事業間で、経費の配分及び調整を行うことができるものとする。

2 創意工夫発揮事業

- (1) 実施要綱別表事業名の欄中創意工夫発揮事業は、同表（1）から（4）に掲げられた事業と一体となって活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に真に必要な事業とするものとする。
- (2) 創意工夫発揮事業に係る交付限度額は、活性化計画に係る交付限度額の2割を上限とするものとする。

3 農山漁村活性化施設整備附帯事業

- (1) 実施要綱別表事業名の欄中農山漁村活性化施設整備附帯事業は、同表(1)から(4)に掲げられた事業（別表の1の事業名の欄に掲げる遊休農地解消支援に係るものを除く。）及び創意工夫發揮事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる企画、調整及び調査活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等に必要な事務とするものとする。
- (2) 農山漁村活性化施設整備附帯事業に係る交付限度額は、活性化計画に係る交付限度額（別表の1の事業名の欄に掲げる遊休農地解消支援に係る額を除く。）の1割を上限とするものとする。

第7 事業実施後の措置

実施要綱第7の低調である場合とは、施設等の利用計画に対する利用実績等が70%未満であるものとする。

第8 事後評価等

1 事後評価

実施要綱第8の1の(2)の評価の報告は、第11の4の事業活用活性化計画目標評価報告書（参考様式4）により、活性化計画の計画期間が終了した年度の翌年度の9月末までに行うものとする。

2 中間点検

4年間以上の期間が設定された活性化計画については、計画期間の3年度目の年度末に事業活用活性化計画目標の達成状況の中間点検を行うよう努めるものとする。

3 改善計画

- (1) 実施要綱第8の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、事業活用活性化計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 実施要綱第8の2の(3)の目標の達成が見込まれない計画主体とは、事業活用活性化計画目標の達成率が50%未満である場合をいうものとする。
- (3) 実施要綱第8の2の(3)の重点的な指導、助言等によっても事業活用活性化計画目標の達成に向けた改善がみられない計画主体については、農林水産大臣は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体の他の活性化計画に対する交付金の交付を見合わせることとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

4 公表

実施要綱第8の1の(1)の評価結果及び同要綱第8の2の(1)の改善計画の公表は、第4の2と同様の方法により行うものとする。

第9 国の推進体制等

実施要綱第9の2の国における総合的な推進体制を整備するために、地方農政局は、本交付金の効率的かつ効果的な実施に関する助言その他必要な援助に対応するための体制を確立するものとする。

第10 交付金交付決定前の着工

- 1 交付対象事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した第11の5の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付決定前着工届（参考様式5。以下「交付決定前着工届」という。）をあらかじめ事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）から計画主体あてに提出するものとする。
- 2 1により提出を受けた計画主体（都道府県又は市町村が共同して活性化計画を作成している場合はそのいずれかの都道府県又は市町村）又は計画主体である事業実施主体は、交付金交付決定前に着工を行う必要性を検討の上、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣）に交付決定前着工届を提出するものとする。

第11 計画書等の様式

次に掲げる計画書等の様式は、次のとおりとする。

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要（参考様式1）
- 2 事前点検シート（参考様式2）
- 3 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画（参考様式3）
- 4 事業活用活性化計画目標評価報告書（参考様式4）
- 5 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付決定前着工届（参考様式5）

附 則

この通知は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年8月14日から施行する。

附 則

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年12月11日から施行する。

参考様式1

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を複数とともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の設定について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、実施要領の別紙に定める事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
1	<p>定住人口の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における転出入割合の増加とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の確保(ポイント)=(計画期間内の転出入割合(%) (目標) - 計画期間前※注3の転出入割合(%) (現状))</p> <p>注1 転出入割合=転入人口÷転出人口×100(四捨五入により小数点第2位まで求める。また、転出人口が「0」の場合は「1」として計算する。) 2 転出入は計画区域の転出入人口 3 計画期間と同じ年数とする。</p>
2	<p>交流人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加率とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加(%)=計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前※注3の計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100-100</p> <p>注:1 計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。 2 四捨五入により小数点第2位まで求める。 3 計画期間と同じ年数とする。</p>
3	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加(%)=(計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人)(目標)÷計画期間前※注2の滞在者数及び宿泊者数(人)(現状))×100-100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 2 計画期間と同じ年数とする。 3 計画期間前の滞在者数及び宿泊者数が「0」の場合は「1」として計算する。</p>
	<p>地域産物の販売額の増加</p>

4	<p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加(%) = (計画期間内の地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標) ÷ 計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状)) × 100 - 100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 2 計画期間と同じ年数とする。</p>
5	<p>地域産物の販売量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%) = (計画期間内の地域産の農林水産物の販売量(t)(目標) ÷ 計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売量(t)(現状)) × 100 - 100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 2 計画期間と同じ年数とする。 3 地域産の農林水産物の販売量について、その種類が多様であることから合計の増加率を設定することが適当でない場合は本交付金の活用により販売量の増加が見込まれる代表の農林水産物の販売量について記入すること。</p>
6	<p>定住等の促進に資する遊休農地の解消</p> <p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積(ha) = 計画期間内の計画区域における遊休農地の実態等の調査対象面積(ha)</p>
7	<p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消面積(ha) = 計画期間内の計画区域における土地条件整備による遊休農地の解消面積(ha)</p>
8	<p>定住等の促進に資する担い手への農地利用集積</p> <p>設定する目標は計画区域における担い手への農地利用集積率の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) $= (\text{計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)} \div \text{事業の受益面積(ha)}) \text{ (目標)} \times 100$ $- (\text{事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)} \div \text{事業の受益面積(ha)}) \text{ (現状)} \times 100$</p> <p>注1 担い手とは、農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体とする。 2 担い手への農地利用集積率とは、対象事業の受益面積(ha)に占める担い手の経営等農用地(所有権若しくは利用権に基づき又は農作業受託により集積された農用地をいう。)面積(ha)の割合とする。(四捨五入により小数点第2位まで求める)</p>

	定住等の促進に資する農業用用排水施設等の機能の確保
9	<p>設定する目標は計画区域における農業用用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における農業用用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)</p>
10	<p>定住等の促進に資する基盤整備の円滑化</p> <p>設定する目標は計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業又は交換分合の着手までの年数(年)</p>
11	<p>定住等の促進に資する農用地の集団化</p> <p>設定する目標は計画区域における分散された農地が集団化される割合とし、以下により求めることとする。ただし、農地が集団化される場合に代えて農村振興局長が別の場合を定める場合には、その割合を目標とし、農村振興局長が別に定めるところにより求めることとする。</p> <p>計画区域における農地の集団化率(%) = (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 計画期間終了時の団地数) ÷ (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 地区内の耕作者数) × 100</p> <p>注:四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>
12	<p>農山漁村景観を活かした取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における農山漁村景観に関する活動数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における事業の実施を契機とした農山漁村景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) = 計画期間内の活動数(回) - 計画期間前※注1の活動数(回)</p> <p>注:1 計画期間と同じ年数とする。 2 農山漁村景観に関する活動とは、交付対象事業により整備した施設等の保全・維持管理等に関する活動、農山漁村景観の維持・保全に資する活動及び農山漁村景観の利活用等を行う活動をいう。</p>
13	<p>自然環境の保全・再生に向けた取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における環境創造に資する取組数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内における事業の実施を契機とした環境創造に資する取組数の増加数(回) = 計画期間内の取組数(目標) - 計画期間前※注1の取組数</p> <p>注:1 計画期間と同じ年数とする。 2 環境創造に資する取組とは、ビオトープの管理活動等の自然環境の保全・再生を目的とした地域住民等による活動をいう。</p>
	定住者又は来訪者の安全確保

14

設定する目標は計画区域における一時避難場所の面積の増加率とし、以下により求めることとする。

計画区域における一時避難場所面積増加率(%) = 計画期間終了時の一時避難広場面積(m²)(目標) ÷ 計画作成時の一時避難広場面積(m²)(現在) × 100 - 100

注:四捨五入により小数点第2位まで求める。

注 現状の数値は直近の数値とし、前年度実績等により記入することとする。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
合 計										

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- ・事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・実施期間は、原則として3年以内とすること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

【添付資料】

(別添)融資主体型支援助成対象者調査

(別添)

融資主体型支援助成対象者調書

〇〇地区活性化計画 (〇〇県〇〇市町村)

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

1 助成対象者の概要

- 1 農林漁業者等の組織する団体
 ①農業生産法人 ②農事組合法人 ③その他
 2 参入法人

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担保 措置の 有無	備考 (助成限度率等)
		助成金 B	融資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

III 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあっては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ②連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策を記載すること。
 - ③事業メニューには、実施要綱の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項 目	記 入 上 の 注意
1 様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更（列の追加、セルの結合等）は絶対に行わないこと。
2 計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとすること。
3 新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4 都道府県名（コード）	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5 計画主体（コード）	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6 計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例：計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7 ハード事業・ソフト事業	「ハード事業・ソフト事業の別」の欄は、ハード事業には「1」、ソフト事業には「2」を記入すること。 なお、ソフト事業は実施要領の別表の1の事業メニュー4.1及びこれと一体的に実施する創意工夫発揮事業（実施要綱の別表の（5）の創意工夫発揮事業をいう。以下同じ。）のみが対象となる。
8 整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「①事業費計」、「④市町村附帯事務費」、「⑤都道府県附帯事務費」、「総合計（①+④+⑤）」の項については、「①事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
9 市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
10 地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要綱の別表の（1）の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畠地帯、奄美群島及び沖縄とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
11 計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
12 事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標は、別添の「事業活用活性化計画目標の設定について」に従って記入すること。 なお、「事業活用活性化計画目標等」の項の行数は目標の設定数に応じて追加すること。この場合「整理コード」の欄は連番を追加すること。
13 生産製造連携事業計画	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
14 再生可能エネルギー供給施設整備事業	地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画に位置づけられる事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

	項目	記入上の注意
15	連携施策	離島振興計画（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
16		輸出促進条件整備事業 輸出促進に資する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
17		耕作放棄地の解消に向けた取組 計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
18		地域再生計画 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
19		総合化事業計画 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20		定住自立圏共生ビジョン 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行庁第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
21		国土強靭化施策 強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靭化地域計画に位置付けられている事業である場合には、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
22	連携プロジェクト	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに係る取組に該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクト」は「1」、「農」と福祉の連携連携プロジェクト」は「2」、「農親連携プロジェクト」は「3」、「空き家・廃校活用交流プロジェクト」は「4」を記入すること。なお、各プロジェクトの要件等の詳細については、活性化計画の公募案内を参照すること。
23	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の1のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
24	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ②複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあっては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③実施要領の別表の1の事業メニュー番号1.8により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
25	要件類別番号	実施しようとする実施要領の別表の1の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別）を記入すること。
26	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 (例)「農道：L200m、W4m」、「無人ヘリコプター2台、田植機1台」、「トマト処理加工施設：1棟、300m ² 」等 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 (例)「無人ヘリコプター1台」等
27	事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 (例)平成19年度から平成20年度まで実施する場合は「H19～H20」と記載
28	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 (例)●●農業協同組合、●●農業生産有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等

項目	記入上の注意
29 全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
30 交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てるこことする。
31 交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
32 交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。なお、千円未満は切り捨てるこことする。
33 前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
34 本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
35 本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
36 翌年度以降（予定）	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
37 備考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
38 ①事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
39 ②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号41及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー）に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業（ハード事業と一体的に実施するもの）」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
40 ③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号41及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」）に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業（ソフト事業と一体的に実施するもの）」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
41 ④市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。
42 ⑤都道府県附帯事務費	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。
43 総合計（①+④+⑤）	①事業費計、④市町村附帯事務費及び⑤都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
44	うちハード事業費 (②+④+⑤)	総合計のうちハード事業費を記入すること。
45	うちソフト事業費 (③)	総合計のうちソフト事業費を記入すること。
46	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、②から⑤に計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

